鳥取県西部地区日野川漁業対策協議会規約

(目的)

第1条 日野川の自然環境保全、魚類の維持増殖、漁業権と公共事業の調整を図るため、鳥取県西部地区日野川漁業対策協議会(以下「対策協議会」という)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 対策協議会は、次の事項について協議する。
 - (1) 自然環境の保全並びに魚類資源の維持増殖に関すること。
 - (2) 水と魚に親しむ事業の推進に関すること。
 - (3) 漁業権と公共事業の調整に関すること。
 - (4) その他、第1条の目的を達成するための必要な事項に関すること。

(対策協議会の構成)

- 第3条 対策協議会は、日野川に関係する別表の委員をもって構成する。
 - 2 対策協議会に会長及び会長職務代理者を置く。
 - 3 会長は、西部総合事務所農林局長とし、会長職務代理者は会長が指名する。
 - 4 会長職務代理者は会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代理する。
 - 5 幹事は、西部総合事務所県土整備局河川砂防課、農林局地域整備課とし、協議事項の事前検討及び協議会の円滑化のための調整を図る。

(会議等)

- 第4条 対策協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長を務める。
 - 2 会長が必要と認める場合は、学識経験者等を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 対策協議会の事務局は、西部総合事務所農林局地域整備課におく。

(その他)

第8 この規約に定めるもののほか対策協議会の運営に関して必要な事項は、対策協議会において定める。

附則

この規約は、平成19年 7月 20日から施行する。

別 表

鳥取県西部地区日野川漁業対策協議会委員

区分	職名
国土交通省	日野川河川事務所長
鳥取県	西部総合事務所農林局長 日野総合事務所農林局長 西部総合事務所県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長 西部総合事務所生活環境局長 日野総合事務所福祉保健局保健衛生課長 企業局西部事務所長
市町村等	米子市長、南部町長、伯耆町長、日吉津村長、 日南町長、日野町長、江府町長、
漁業団体	日野川漁業協同組合(組合長、理事2~3人)
その他	建設業協会